

## 人権感覚 モデル事業での “気づき”

(財)とよなか国際交流協会 榎井 縁  
(豊中市人権感覚研究実行委員会委員長)

豊中市では、1984年には人権擁護都市宣言、1992年には人権啓発基本方針を出してきました。このような中、1993年に市の外郭団体としてつくられた財団法人とよなか国際交流協会も、「人権活動としての地域の国際化」を基底において活動しているところです。行政において同和問題、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等課題別の人権問題に対応する担当部局があり、また外郭団体や研究会がつくられているというのは、大阪ではよく見られる体制です。そうだからこそ、よくやっていると思われる面もありますが、他の領域は侵さないという「縦割り」の穴に陥りやすい面もあります。

さて、文部科学省では2000年度から、参加型人権学習のモデル事業を市町村に委嘱する「人権感覚モデル事業」を実施していますが、豊中市も教育委員会が窓口になり、人権感覚研究実行委員会を結成してこの事業を受託しました。実行委員会は、豊中市人権教育推進委員協議会、豊中市PTA連合協議会、豊中人権文化まちづくり協会、豊中市人権教育研究協議会、財団法人とよなか国際交流協会、行政職員等で構成され、私が委員長を務めることになりました。「市民が子どもの権利を見つめることをとおして、自分自身の価値観を問い合わせ直すためのきっかけづくりをする人権感覚学習プログラムの開発」を目的に、2年間活動してきましたので、そこでの「気づき」を報告したいと思います。

### ■初年度(2000年度)

実行委員会そのものにもワークショップ形式を取り入れ、協議の上で3つのプログラムを企画実行し、①中国帰国者の青少年会議(国際・多文化)

②タウンウォッチング(野外教育)③表現活動のつどい(演劇)の3つの事業を無事遂行することができたのですが、それぞれの領域や分野の担当組織が、担当のプログラムを抱え込んでしまったために、互いが見えず、年度末に実行委員会としてのまとめと評価ができるないということが起きてしました。しかし、この失敗が人権教育や参加型学習について深く考える機会となりました。つまり、人権課題に取り組んできた行政や団体が、異なる立場や背景、領域や分野を超えて、協働作業(ワークショップ)するプロセスこそが大事であり、そのプロセスに民主的に多様な人が参加できるかどうかということが、動員型・啓発型を打ち破る参加型の人権教育そのものだと気づいたのです。

### ■次年度(2001年度)

実行委員会がNGO・NPO等の市民グループを引き入れるような形で3つのプログラムに取り組みました。①地球のお茶会プロジェクト(国際・多文化)②インクルージョンレクリエーション大会(障害・野外教育)③表現活動のつどい(演劇・演奏)をそれぞれの市民グループが中心に企画進行して、その過程に実行委員会が加わる様な形で開催していました。そして、実行委員会の席にも市民グループに参加してもらうことで、異分野のグループ同士が互いのプログラムに参加することも実現しました。



インクルージョンレクリエーション大会

そぞう

1

2002.6・No.1

市民による公益活動がまだ十分に社会権を得ていない中、「公」を担いかつ市民の生活空間を抱える地方自治体が、普段は縦割りになっている様々な行政内の部局や、外郭団体や、市民活動などを巻き込んで協働する仕組みを、多様に展開していくことが「人権教育・啓発推進法」を具現化していくことにつながるのではないかでしょうか。組織や分野の違いは時に外国文化を理解する以上の労力がいる、というのが本音です。でも、顔を突き合わせて摩擦を起こしながら地道にこうしたことを積み上げることが、人権文化の創造につながると信じています。